

岐阜県各種委員等給与条例等の一部を改正する条例について

岐阜県各種委員等給与条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年六月十一日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県各種委員等給与条例等の一部を改正する条例

(岐阜県各種委員等給与条例の一部改正)

第一条 岐阜県各種委員等給与条例(昭和二十三年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の各号」を削り、同条第三号中「及び第三号」を「、第三号及び第三号の二」に改める。

(岐阜県職員の分限に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県職員の分限に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項から第三項までの規定の適用については、第一項及び第二項中「三年を超えない」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期の」と、第三項中「三年に満たない」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期に満たない」と、「三年を超えない」とあるのは「同項の規定により任命権者が定める任期の」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第三条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「月額(」の下に「法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては報酬の額、」を加え、「あつては、」を「あつては」に改める。

(岐阜県職員退職手当条例の一部改正)

第四条 岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りで

ない。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第五条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年岐阜県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「基づき又は」を「基づき、又は」に改め、同項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同条第二項中「第二条第一項に規定する」を「第二条第一項の」に改め、同項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改め、同項第五号中「一に」を「いずれかに」に改める。

(岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第六条 岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第二項中「している職員」の下に「(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第八条中「職員が」を「職員(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」が」に改める。

(岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第七条 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年岐阜県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「非常勤職員」の下に「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を加え、同項第三号中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

(岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第八条 岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「地方公務員法」の下に「第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員及び同法」を加える。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

提 案 説 明

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。